



消費生活相談

電話で勧誘されたサプリメント ～クーリング・オフがFAXでも可能に～

相談は
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

自宅に電話があり「細胞が活性化されるサプリメントを1週間3,980円でお試ししませんか」と勧められた。最近、脳や体に衰えを感じていたので、1週間だけ試すことにした。

商品が届いて1日目を飲んだ翌日、業者から電話で年間契約を勧められた。1年分が20万円を超えるというが、機械的に支払い方法やお届け日を告げられ契約してしまった。5日後には商品が届く。

高額なのでキャンセルしたい。

【ひとことアドバイス】

- 電話勧誘販売では、8日間の期間内であればクーリング・オフで契約が解除できます。
- クーリング・オフはこれまで、書類書類を簡易書留などで送って証拠を残すようにしてきましたが、今年6月1日から施行された改正特定商取引法では、メールやFAXなどの電磁的な記録の方法でも手続きが可能になりました。しかし、業者によってはメールを「受け付けない」「届いていない」など拒否する可能性もあり、はがきやFAXなど書面で残す方法が安心です。
- また、FAXを送信後、業者に送ったことを連絡すると確実です。
- 不安なときはご相談ください。

